

那 霸 市 公 報

第 1 4 7 6 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

那 霸 市 文 化 行 政 審 議 会 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (文 化 振 興 課) 1275

那 霸 市 職 員 駐 車 土 地 使 用 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (管 財 課) 1277

告 示

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) 1278

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) 1279

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) 1279

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) 1279

公 告

住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て (市 民 課) 1280

上 下 水 道 局 告 示

那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 異 動 に つ い て 1280

教 育 委 員 会 規 則

那 霸 市 立 小 学 校 及 び 中 学 校 の 指 定 通 学 区 域 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る
規 則 1282

那 霸 市 教 育 委 員 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 1288

選挙管理委員会告示

直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1293

規 則

那覇市規則第2号

平成20年3月17日

那覇市文化行政審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市文化行政審議会規則の一部を改正する規則

那覇市文化行政審議会規則(平成3年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(担当事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、<u>文化行政の計画その他の推進に関する必要な事項</u>について調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>15人</u>以内で組織する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(担当事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、<u>次に掲げる事項</u>について調査審議する。</p> <p>(1) <u>文化行政の計画その他の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>那覇市民会館、パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー(以下「市民会館等」という。)の運営計画に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市民会館等の利用普及に関すること。</u></p> <p>(4) <u>市民会館等の指定管理者の選定に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認めること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>8人</u>以内で組織する。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 那覇市民会館及びパレット市民劇場運営委員会規則(平成3年那覇市規則第49号)は、廃止する。

那霸市規則第3号

平成20年3月17日

那霸市職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則

那覇市職員駐車土地使用規則(平成11年那覇市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(駐車土地)</p> <p>第2条 条例第3条の3に規定する土地は、<u>次表に定める施設のうち、当該施設の用途又は目的を妨げないとして、管理責任者が指定する場所とする。</u></p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;">職員駐車土地使用施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クリーン推進課 小禄支所</td> </tr> </table> <p>(使用料の額)</p> <p>第4条 <u>使用料の額は、次表に定める額とする。</u></p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員駐車土地使用施設</th> <th style="text-align: center;">使用料 月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">クリーン推進課</td> <td style="text-align: center;"> <u>職員の乗用車 2,000円</u> <u>職員のオートバイ 500円</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <u>臨時職員及び非常勤職員の乗用車 1,000円</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小禄支所</td> <td style="text-align: center;"> <u>職員の乗用車 3,000円</u> <u>職員のオートバイ 1,000円</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <u>臨時職員及び非常勤職員の乗用車 1,000円</u> </td> </tr> </tbody> </table>	職員駐車土地使用施設	クリーン推進課 小禄支所	職員駐車土地使用施設	使用料 月額	クリーン推進課	<u>職員の乗用車 2,000円</u> <u>職員のオートバイ 500円</u>		<u>臨時職員及び非常勤職員の乗用車 1,000円</u>	小禄支所	<u>職員の乗用車 3,000円</u> <u>職員のオートバイ 1,000円</u>		<u>臨時職員及び非常勤職員の乗用車 1,000円</u>	<p>(駐車土地)</p> <p>第2条 条例第3条の3の規則で定める土地は、<u>本市の公有財産のうち、その用途又は目的を妨げないとして、当該財産の管理責任者(那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)第5条の各部の長をいう。)</u>が指定する場所とする。</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第4条 <u>条例第3条の3の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。</u></p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">車両の区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オートバイ</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車(二輪車を除く。)をいう。</u></p> <p>2 <u>オートバイとは、道路交通法第2条第1項第9号の自動車のうち二輪車及び同項第10号の原動機付自転車をいう。</u></p>	車両の区分	使用料(月額)	自動車	5,000円	オートバイ	1,000円
職員駐車土地使用施設																			
クリーン推進課 小禄支所																			
職員駐車土地使用施設	使用料 月額																		
クリーン推進課	<u>職員の乗用車 2,000円</u> <u>職員のオートバイ 500円</u>																		
	<u>臨時職員及び非常勤職員の乗用車 1,000円</u>																		
小禄支所	<u>職員の乗用車 3,000円</u> <u>職員のオートバイ 1,000円</u>																		
	<u>臨時職員及び非常勤職員の乗用車 1,000円</u>																		
車両の区分	使用料(月額)																		
自動車	5,000円																		
オートバイ	1,000円																		
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の</p>																			

欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。
- 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 1 5 9 号

平成 2 0 年 2 月 2 1 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那霸市告示第 1 6 0 号
平成 2 0 年 2 月 2 6 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那霸市告示第 1 6 1 号
平成 2 0 年 2 月 2 8 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那霸市告示第 1 6 2 号
平成 2 0 年 3 月 4 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

公 告

那霸市公告第 1 9 2 号
平成 2 0 年 2 月 2 9 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 12 条第 4 項の規定により公示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第 3 2 号
平成 2 0 年 3 月 3 日
掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の異動について

那霸市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定 (登録) 番号 第 1 7 9 号
指定工事店名 有限会社 川重建設工業
営業所所在地 那霸市首里大名町 2 丁目 2 4 番地 5
代表者名 嘉手川 洋子
指定の有効期間 平成 1 9 年 4 月 1 日
平成 2 4 年 3 月 3 1 日
異動年月日 平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日
異動事由 代表者の変更

指定(登録)番号 第 388 号
指定工事店名 有限会社 兼城設備工業
営業所所在地 南風原町字兼城136番地
代表者名 内間 克也
指定の有効期間 平成18年2月17日
平成22年3月31日
異動年月日 平成20年1月25日
異動事由 代表者の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第4号
平成20年2月22日
公 布 済

那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西原 篤 一

那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域(以下「通学区域」という。)は、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>(通学区域)</p> <p><u>第2条 通学区域は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項の定めるもののうち、同一番地で2校以上にまたがるものについては、教育委員会において定めたものをその通</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この規則は、那覇市立小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)の通学区域を定めるとともに、児童生徒等の就学すべき市立学校の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(用語の定義)</u></p> <p><u>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 児童生徒等 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)に規定する学齢児童、学齢生徒及び就学予定者(特別支援学校の在学者及び就学予定者を除く。)をいう。</u></p> <p><u>(2) 指定校 政令第5条第2項(政令第6条において準用する場合を含む。)により、教育長又は市民文化部長が指定する児童生徒等の就学すべき市立学校をいう。</u></p> <p><u>(3) 住所 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第7号の住所をいう。</u></p> <p><u>(4) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。</u></p> <p>(通学区域)</p> <p><u>第3条 市立学校の通学区域は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</u></p>

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

学 校 名	通学区域
[略]	
金 城 小 学 校	赤嶺1丁目4番地～16番地 赤嶺2丁目4番地～15番地 字大嶺(全部) 字安次嶺(全部) 金城(全部) 田原1丁目(全部) 田原3丁目2番地、6番地～10番地、11番地1～11番地2、11番地8～11番地11 字当間(全部)
[略]	

別表第2(第2条関係)

学 校 名	通学区域
安 岡 中 学 校	曙(全部) 字安謝3番地～16番地、20番地～98番地、101番地～104番地、182番地～276番地、 292番地、617番地～666番地 安謝1丁目～2丁目(全部) 字天久762番地～1201番地 天久1丁目～2丁目(全部) 港町(全部) 字銘苺173番地、179番地～183番地、186番地、188番地～192番地、199番地～229 番地、239番地、241番地、266番地～269番地、288番地～294番地、301 番地～305番地、308番地～323番地、335番地 銘苺2丁目～3丁目(全部) おもろまち3丁目(全部)
[略]	
寄 宮 中 学 校	字与儀9番地～24番地、41番地～65番地、79番地～88番地、90番地～96番地、114 番地～121番地、123番地～128番地、176番地～187番地、 <u>200番地～245</u> <u>番地</u> 、315番地～320番地、364番地～373番地、375番地～376番地、379 番地、417番地～425番地 与儀1丁目(全部) 字国場148番地～149番地、157番地～182番地、511番地～541番地、551番地～555 番地、667番地～750番地、754番地、757番地～760番地、764番地～769 番地、772番地～773番地、775番地～778番地、843番地～870番地、878 番地、1160番地～1167番地、1188番地～1193番地 識名1丁目1番～4番、6番～8番

	長田1丁目(全部) 長田2丁目1番～12番、33番～35番 三原2丁目1番～6番 三原3丁目1番～9番、16番1号～16番13号、16番35号～16番48号 字寄宮142番地～174番地 寄宮2丁目29番～38番 寄宮3丁目(全部)
	[略]
金 城 中 学 校	赤嶺(全部) 字安次嶺(全部) 字栄原1丁目(全部) 字栄原2丁目6番～12番、15番、18番1号～18番6号、18番35号～18番44号 字栄原3丁目15番～17番、22番～34番 字小禄801番地～841番地、1797番地～1855番地 字大嶺(全部) 金城(全部) 字田原169番地、182番地、192番地～193番地、196番地、201番地、204番地、206番地、210番地、221番地、225番地、229番地、231番地、240番地～241番地、243番地、249番地～251番地、255番地、257番地、260番地～262番地、276番地、281番地、283番地 田原1丁目(全部) 田原2丁目9番地～10番地 田原3丁目～4丁目(全部) 字当間(全部) 高良3丁目1番～9番、11番
	[略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学 校 名	通学区域
	[略]
金 城 小 学 校	<u>字赤嶺(全部)</u> 赤嶺1丁目4番地～16番地 赤嶺2丁目4番地～15番地 字大嶺(全部) 字安次嶺(全部) <u>金城1丁目～5丁目(全部)</u> 田原1丁目(全部) 田原3丁目2番地、6番地～10番地、11番地1～11番地2、11番地8～11番地11 字当間(全部)

[略]

備考 与儀小学校及び古蔵小学校の項中互いに重複する番地の学校の区分は、教育長が別に定めるところによる。

別表第2(第3条関係)

中学校の通学区域

学校名	通学区域
安岡中学校	<p>曙1丁目～3丁目(全部) 字安謝3番地～16番地、20番地～98番地、101番地～104番地、182番地～276番地、292番地、617番地～666番地 安謝1丁目～2丁目(全部) 字天久(全部) 天久1丁目～2丁目(全部) 港町1丁目～4丁目(全部) 字銘苧173番地、179番地～183番地、186番地、188番地～192番地、199番地～229番地、239番地、241番地、266番地～269番地、288番地～294番地、301番地～305番地、308番地～323番地、335番地 銘苧2丁目～3丁目(全部) おもろまち3丁目(全部)</p>
[略]	
寄宮中学校	<p>字与儀9番地～24番地、41番地～65番地、79番地～88番地、90番地～96番地、114番地～121番地、123番地～128番地、176番地～187番地、200番地～241番地、244番地～245番地、315番地～320番地、364番地～373番地、375番地～376番地、379番地、417番地～425番地 与儀1丁目(全部) 字国場148番地～149番地、157番地～182番地、511番地～541番地、551番地～555番地、667番地～750番地、754番地、757番地～760番地、764番地～769番地、772番地～773番地、775番地～778番地、843番地～870番地、878番地、1160番地～1167番地、1188番地～1193番地 識名1丁目1番～4番、6番～8番 長田1丁目(全部) 長田2丁目1番～12番、33番～35番 三原2丁目1番～6番 三原3丁目1番～9番、16番1号～16番13号、16番35号～16番48号 字寄宮142番地～174番地 寄宮2丁目29番～38番 寄宮3丁目(全部)</p>
[略]	
金城中学校	<p>字赤嶺(全部) 赤嶺1丁目～2丁目(全部) 字安次嶺(全部)</p>

学 校	宇栄原1丁目(全部) 宇栄原2丁目6番～12番、15番、18番1号～18番6号、18番35号～18番44号 宇栄原3丁目15番～17番、22番～34番 字小禄801番地～841番地、1797番地～1855番地 字大嶺(全部) 金城1丁目～5丁目(全部) 字田原169番地、182番地、192番地～193番地、196番地、201番地、204番地、206番地、210番地、221番地、225番地、229番地、231番地、240番地～241番地、243番地、249番地～251番地、255番地、257番地、260番地～262番地、276番地、281番地、283番地 田原1丁目(全部) 田原2丁目9番地～10番地 田原3丁目～4丁目(全部) 字当間(全部) 高良3丁目1番～9番、11番
[略]	

那覇市教育委員会規則第5号
平成20年3月3日
公 布 済

那覇市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西原 篤 一

那覇市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会会議規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>那覇市教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)に規定するもののほかこの規則の定めるところによる。</u></p> <p>(委員長の選挙)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員に異議がないときは、第1項の選挙につき<u>指名推薦</u>の方法を用いることができる。</p> <p>4 <u>指名推薦</u>の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。</p> <p>(<u>前任委員の職務代行</u>)</p> <p>第3条 <u>委員長及び法第12条第4項の規定により指定された委員長職務代理者がともに事故があるとき、又はともに欠けたときは前任の委員(前任の委員が2人以上あるときは、これらの者のうち最年長の者)が委員長の職務を行う。</u></p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 選挙(第2条・第3条)</u></p> <p><u>第3章 会議(第4条―第23条)</u></p> <p><u>第4章 会議録(第24条―第27条)</u></p> <p><u>第5章 補則(第28条)</u></p> <p><u>付則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この規則は、那覇市教育委員会の会議(以下「会議」という。)に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(委員長の選挙)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員に異議がないときは、第1項の選挙につき<u>指名推選</u>の方法を用いることができる。</p> <p>4 <u>指名推選</u>の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。</p> <p>(<u>委員長職務代理者の指定等</u>)</p> <p>第3条 <u>前条の規定は、法第12条第4項に規定する委員(以下「委員長職務代理者」という。)の指定に準用する。</u></p>

(定例会及び臨時会)

第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1及び第3木曜日に招集する。ただし、やむを得ない事情があるときは、これを変更することができる。

3 臨時会は、委員長が必要であると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。

(議席)

第5条 委員の議席は、任命の都度、最初の会議開催の際、抽籤によりこれを定める。議席には氏名標を付する。

(会議の招集)

第6条 会議を招集する場合においては、委員長は会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知するものとする。

(委員の出席)

第7条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、招集に応じることができないときは、その理由を付して会議開催前までに委員長に届け出なければならない。

2 委員長及び委員長職務代理者がともに事故があるとき、又は委員長及び委員長職務代理者がともに欠けたときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(定例会及び臨時会)

第4条 会議は、定例会及び臨時会とし、その会期は1日間とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、会議に諮って会期を延長することができる。

2 定例会は、毎月2回招集するものとする。ただし、特別な事情がある場合には、これを変更することができる。

3 臨時会は、委員長が必要であると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。

(議席)

第5条 委員の議席は、委員長が委員の意見を聴いて指定し、議席に氏名標を付する。

(会議の招集)

第6条 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(委員の出席)

第7条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、招集に応じることができないときは、その理由を付して会議開催前までに委員長に届け出なければならない。

(議題の宣告)

第10条 委員長は、案件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

2 委員長が必要と認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。

(議案の説明等)

第10条 [略]

(発言の順序)

第11条 [略]

- 2 2人以上の者が発言を求めたときは、委員長は先に発言したと認めたものを指名して発言させるものとする。

(発言内容の制限)

第12条 議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

第13条 [略]

(採決の時期)

第14条 [略]

- 2 委員長は表決を採ろうとするときは、その旨を宣告しなければならない。
- 3 委員長が表決をなすことを宣告した後は、何人も議題について発言することができない。
- 4 表決の際、現に議場にいない委員は表決に加わることができない。
- 5 表決の際、現に議場にいる委員は表決に加わらなければならない。

(採決の方法)

第15条 採決の方法は、委員長が適宜これを定める。

- 2 委員長は、採決の結果を宣告しなければならない。
- 3 委員長は、出席委員の過半数から要求があるときは、投票により採決を採らなければならない。
- 4 投票は単記無記名とする。

第16条 [略]

第11条 委員長は、議題になった議案について、提出者の説明を求め、討論に入る前に委員に質疑の機会を与えなければならない。

第12条 [略]

(発言の順序)

第13条 [略]

- 2 2人以上の者が発言を求めたときは、委員長は、先に発言を求めたと認める者を指名して発言させるものとする。

(発言内容の制限)

第14条 一 議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

第15条 [略]

(採決の時期)

第16条 [略]

- 2 委員長は採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならない。
- 3 委員長が採決を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。
- 4 第2項の宣告の際、現に議場にいない委員は表決に加わることができない。

(採決の方法)

第17条 採決は、委員長が異議の有無を問うて行う。

- 2 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があったときは、委員長は、会議に諮って、挙手又は記名若しくは無記名投票によって採決することができる。
- 3 委員長は、前2項の規定により採決したときは、その結果を宣告しなければならない。

第18条 [略]

(請願又は陳情)

第17条 教育委員会に対して請願、陳情をしようとする者は、文書をもってしなければならない。

2 教育委員会に事情を説明しようとする者は、委員長の許可する時間内において事情をのべることができる。

(教育長の出席)

第18条 教育長は、常時委員会の会議に出席し、必要に応じ説明しなければならない。

(関係者の出席)

第19条 委員長が必要と認めたときは、事務局の関係職員を出席させ説明を求めることができる。

2 委員会が必要と認めたときは、事件の関係者の出席を求めその説明を聞くことができる。

第19条の2～第20条 [略]

第3章 [略]

第21条 [略]

(会議録の作成)

第22条 会議録は、委員長が事務局職員に作成させる。

(継続審議)

第19条 審議未了の議題については、委員長は、会議に諮って、次の会議における継続審議とすることができる。

(請願又は陳情)

第20条 教育委員会に対して請願又は陳情(以下「請願等」という。)をしようとする者は、その趣旨並びに請願者又は陳情者(以下「請願者等」という。)の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名)を記載した文書(以下「請願書等」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により請願書等を受理したときは、委員長はこれを会議に付し、審議を行い、その結果を請願者等に通知しなければならない。

3 第1項の規定により請願書等を提出した者は、委員長の許可する時間内において、請願等に関して事情を述べることができる。

(関係職員の出席)

第21条 委員長が必要と認めるときは、関係職員を出席させ説明を求めることができる。

第22条～第23条 [略]

第4章 [略]

第24条 [略]

(会議録の作成)

第25条 会議録は、委員長が、教育長の推薦する事務局職員にこれを作成させ

<p>2 会議録には、委員長及び委員長の指名する委員1人が<u>共に</u>署名しなければならない。</p> <p>第23条～第24条 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第25条 [略]</p>	<p>る。</p> <p>2 会議録には、委員長及び委員長の指名する委員1人が署名しなければならない。</p> <p>第26条～第27条 [略]</p> <p>第5章 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第28条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 4 4 号

平成 2 0 年 3 月 3 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 4 条の 2 第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- | | | |
|---|--------------------------|---------------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数 | 4 , 8 8 2 人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 8 1 , 3 5 2 人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 4 0 , 6 7 6 人 |